



イチオン情報



イベント



申請・募集



お知らせ



令和6年度市総合イベント助成事業
上期応募締切は5月20日まで!

市では交流人口の拡大による地域活性化を目的としたイベント等の開催に対して助成を行っています。

本事業は公募制で、応募内容に対して市が審査を行い、審査基準を満たすイベントに対して、予算の範囲内で補助を行うものです。

令和6年度上期(令和6年9月まで)に開催するイベントは、応募締切が5月20日(月)となりますので、事業の活用をご検討される団体は、お早目にご相談ください。

※事業詳細は右の二次元コードから

●問合せ シティセールス課
☎ 33-5640



防犯機能付き電話購入費を補助します

うそ電話詐欺等の被害防止対策として、「着信があると警告音声を発する」「通話を自動的に録音する」などの機能が付いた「優良防犯電話」の購入費を補助します。

●申請期間

令和7年3月31日(予算上限に達し次第終了)

●対象の電話

全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話のうち、固定電話19種類

●対象者

令和6年4月1日以降に対象電話を購入し、県内の70歳以上の方が居住する居宅に設置した方

※令和6年度中に70歳以上となる方及びその方と同居する世帯を含む

●補助額 5,000円

※購入時に購入店のポイント等を利用した場合は、ポイントを差引いた分の購入額が5,000円以上である場合

●申込・問合せ

県警察本部 ☎ 099-206-0110
いちき串木野警察署 ☎ 33-0110



第21回荒川ほたるでナイト開催

●日時 5月18日(土)・19日(日) 18:00～
※小雨決行

●内容

- ・地元野菜販売(荒川交流センター前)
- ・絵画作品展示(荒川小学校体育館)
- ・ホタル見学(荒川川)

※付近の案内に従い荒川川へ移動後、ご自由にご覧ください。

※絵画作品展示は、次の期間まで引き続き行います。

串木野庁舎 5月24日(金)～30日(木)

市来庁舎 5月31日(金)～6月6日(木)

●駐車場 荒川小学校ほか

※付近の係員の誘導に従ってください

●問合せ 荒川交流センター ☎ 32-8809



英語検定受験料の補助

子ども達の英語のコミュニケーションの素地・能力を向上させることを目的に、英語検定料の補助を行っています。

●補助額 英検受験料のおおよそ半額
(児童生徒1人につき年度内1回のみ)

●対象者 本市在住の小・中学生の保護者

●申請方法

市内公立中学校の場合、学校で取りまとめて手続きをすることができます。それ以外の方は、教育総務課でお手続きください。(領収書等が必要)

●問合せ 教育総務課 ☎ 21-5126



第44回「愛のカーネーション献血」

●日時 5月9日(木)

●受付時間 9:00～16:00

●場所 市民文化センター

●献血量 400ml

●献血年齢 17歳～69歳(女性は18歳から可)

※65歳以上の方は、献血する方の健康を考え60歳～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

●体重 男性・女性とも50kg以上

●主催 串木野ライオンズクラブ

●問合せ 串木野健康増進センター ☎ 33-3450

イベント・講座

働く女性の家いきいき女性講座

●いきいき女性講座 講座の募集や制作予定の作品、活動の様子はインスタグラムでもご覧になれます。

講座名	日時	回数	定員	講座内容（材料費等）
開けて便利な ポーチ	6/11・18・25（火） 10：00～12：00	計3回	15名	上部にファスナーをつけ、開け口が広く、ものが入れやすいポーチを作ります。（表布縦35cm×横30cm、裏布縦47cm×30cm、ドミット芯縦30cm×31cmそれぞれ各1枚・ファスナー35cm・はさみ・定規・筆記用具）

- 対象 市内在住または、勤務している女性を優先。なお、男性の方も受講できます。
- 受講料 無料（ただし、材料費は実費自己負担）※当日のキャンセルは、材料費をいただくことがあります。
- 申込 5月15日（水）～21日（火）までに働く女性の家（☎32-7130）へ電話でお申し込みください。
※受付時間：火曜～土曜、9：00～17：00
- 託児 満1歳以上～未就学児。希望する方は、申し込み時にお知らせください。保険料が別途かかります。
（1歳児は定員3名、対象外の託児は個別にご相談ください）

男女共同参画基礎講座受講者募集

男女共同参画・ジェンダー平等に関する正しい知識、アンコンシャスバイアス（無意識の偏見・思い込み）、男女ともに固定的役割分担意識に捉われない生き方やマインドについて考えてみませんか。

- 開催日時 6月1日、15日、22日、7月6日
各回13：15～16：45
- 開催形式 対面・オンライン形式
- 受講資格 原則として毎回受講できる方
全回受講された方は、県男女共同参画地域推進員の申込資格を取得できます。

●問合せ

- ・鹿児島県男女共同参画センター
☎099-221-6603
FAX 099-221-6640
メールは右の二次元コードから
- ・企画政策課 ☎33-5628



ファミリーサポートセンター事業の 提供会員を募集します

ファミリーサポートセンターでは、保育園、幼稚園、学童保育などへの送迎や、放課後の一時預かりなど支援をしていただける方（提供会員）を募集しています。

●提供会員の条件

市内居住の20歳以上で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある方。

※ファミリーサポートセンターが行う講習会を受講していただきます。

- 問合せ ファミリーサポートセンター
（市来保健センター内）☎24-5151

ベビーダンス講座開催

赤ちゃんを抱っこひもで抱っこして踊る「ベビーダンス」は、産後ママのエクササイズに最適です。

また、ベビーダンスのステップを踏むと、ぐずった赤ちゃんが不思議とご機嫌になります。パパの参加も可能ですので、ぜひご家族でご参加ください。

- 日時 5月15日（水）9：45～12：00
- 場所 串木野高齢者福祉センター 集会室
- 対象者 首がすわっている～12か月児頃までの赤ちゃんとその保護者
- 講師 日本ベビーダンス協会認定
ベビーダンスインストラクター
小島 美幸 氏
- 参加料 無料
- 持参 抱っこひもまたは、スリング・飲み物
- 託児 あり（要予約・飲み物持参）
- 申込期限 5月13日（月）
- 問合せ さわやか子育て支援センター
（太陽保育園内）☎33-0192

申請・募集

普通救命講習会の受講者募集

- 日時 5月26日（日）10：00～12：00
- 場所 消防本部 2階会議室
- 定員 20名
- 対象者 市内に居住または勤務（在学）している小学生高学年以上の方
- 受講料 無料
- 申込期限 5月24日（金）
- 問い合わせ 消防本部 ☎32-0119

男女共同参画地域推進員で活動しませんか？

県では、男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るため、各地域で「男女共同参画地域推進員」を設置しています。

地域における男女共同参画に関する普及・啓発など、県や市と協働して、ボランティアとして活躍していただける方を募集します。

●主な活動

- ・県、市主催の研修会等への参加や広報活動などの協力
- ・研修会、学習会、ミニ集会、展示等の企画・運営等

●応募要件

- ・県内居住の方
- ・男女共同参画の推進に関して熱意と奉仕的精神を有する方
- ・県が主催する対象の講座（例：男女共同参画基礎講座）を修了された方

●問合せ 企画政策課 ☎ 33-5628

高齢者元気度アップ・ポイント事業参加者募集 (ポイントカードの発行)

市では65歳以上の方々が元気で健康的な生活を送るための支援事業として「高齢者元気度アップ・ポイント事業」を実施しています。

この事業は、自主的に健康づくりや社会参加活動に参加するとポイントがもらえ、貯まったポイントは地域商品券と交換できます。参加希望の方は、説明会への出席と登録が必要です。社会福祉協議会へ事前にご電話でお申し込みください。

●対象者 65歳以上の市民

●申込締切 5月20日(月)

●説明会

- ・日時 5月28日(火) 10:00(受付 9:30～)
- ・場所 串木野高齢者福祉センター

※今後の説明会は、

6月、8月、10月、12月は第4月曜日

7月、9月、11月は第4火曜日に開催予定。

●申込・問合せ 社会福祉協議会 ☎ 32-3183

全国戦没者追悼式参列希望遺族の募集

●期日 8月15日(木) ※前日からの団体行動

●場所 日本武道館(東京都千代田区)

●対象者

- ・戦没者及び一般戦災死没者の遺族(過去参列していない方を優先)
- ・「次世代への継承」という観点から18歳未満の遺族

●申込締切 5月31日(金)

●申込・問合せ 福祉課 ☎ 33-5619
市来庁舎市民生活課 ☎ 21-5111

市営住宅入居者5月募集

住宅名	建設年度 募集戸数	構造・間取り	単身入居
郷野原住宅 (串木野庁舎 近く)	昭和49年度 1戸	耐火2階建 2DK	入居可 (60歳 以上)
ひばりが丘団地 (だいわ串木野店 近く)	平成元年度 1戸	耐火5階建 (3階)・3DK	不可
金山住宅 (旭交流セン ター近く)	平成元年度 1戸	木造平家建 3DK	不可
佐保井住宅 (Aコープ 大里店近く)	昭和52年度 1戸	耐火2階建 3DK	不可
日ノ出住宅 (いちきアクア ホール近く)	平成9年度 1戸	耐火4階建 (4階)・3DK	不可

●家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。

●入居基準(主なもの)

- ・持ち家がなく、住宅に困っていること
- ・世帯の月額所得が158,000円以下であること
- ・同居する家族がいること
- ・市税や水道料金などの滞納がないこと
- ・原則として、公営住宅に入居していないこと

●入居時に必要なもの

- ・敷金(家賃の3か月分)
 - ・駐車場保証金(2,520円/1台)
- ※駐車場は1世帯につき1台まで
- ・連帯保証人(1人:個人または法人)
 - ・緊急連絡先(1人)

●申込期限 5月21日(火)必着

●抽選日 5月28日(火) 10:00
市来庁舎2階研修室

●入居予定日 6月13日(木)以降

●申込・問合せ 都市建設課 ☎ 21-5112
都市建設課土木総合窓口係(串木野庁舎)



赤い羽根共同募金助成事業（公募）

共同募金配分金を通じ、福祉活動を推進するため、次の事業に助成を行います。

●事業実施期間

6月1日（土）～令和7年2月28日（金）

●応募期間 5月2日（木）～31日（金）

●応募方法

社会福祉協議会・市来高齢者福祉センターにある申請書をご提出ください。応募多数の場合は選考のうえ決定します。

●事業一覧

①ひとり暮らし高齢者等給食会

- ・対象団体 自治公民館等
- ・助成経費

ひとり暮らし高齢者等に、地域のボランティアによる手作りの食事を提供する活動（会食の開催や弁当の臨戸配布）で、食事を作るための経費（食材費、賃貸料、消耗品費）について参加者（ボランティア含む）一人につき500円を上限に助成

②子育てサロン普及支援事業

- ・対象団体
乳幼児から就学前の子どもを有する親子を対象とするサロンで継続的に運営するもの（参加者を制限しないサロン）
- ・助成経費
備品、消耗品、印刷費、研修経費、講師謝金等
15,000円以内

③子ども食堂助成事業

- ・対象団体
地域住民やボランティアが主体となり市内に子ども食堂を開設し、県子ども食堂に登録している団体
- ・助成経費
食材費、光熱水費、消耗品費、賃借料、保険料、学習教材費等1回5,000円以内（人数により変動）
年60,000円上限 ※他の助成金等と重複不可

④地域福祉活動助成金

- ・対象団体 自治公民館、ボランティア等
- ・助成経費
孤立しがちな高齢者等の居場所づくりや外出創出活動、地域貢献活動とし、費用材料費、講師謝金、消耗品費等とし、1回のみ20,000円を上限。

⑤ボランティア市民活動支援事業

- ・対象団体 ボランティア・市民団体
- ・助成経費 福祉課題を解決していく支援活動に対し50,000円を上限に助成する。

●申込・問合せ 社会福祉協議会 ☎ 32-3183



軽自動車の減免申請はお早めに

軽自動車の納期限は5月31日です。

4月1日現在、身体障がい者の方が所有する軽自動車などで次に該当する場合は、軽自動車税の減免の対象となりますので、申請してください。

なお、減免の対象となる自動車は身体障がい者1人につき1台に限られるため、普通自動車で自動車税が減免となっている場合、軽自動車で減免は受けられません。

また、昨年度までに申請された方で、同じ軽自動車を使用し、住所や障害等級などに変更のない方は、申請の必要はありません。

●減免対象となる軽自動車等

- ・歩行が困難な身体障がい者の方が所有する軽自動車等で、主にご自身が運転するもの
- ・歩行が困難な身体障がい者や精神障がい者の方が所有する軽自動車等で、主にご自身の通学・通院・通所もしくは仕事などのために、家族など一緒に生活する方が運転するもの
※身体障がい者で、18歳未満の方または精神障がい者と生計を一にする方が、所有する軽自動車等を含む
- ・歩行が困難な身体障がい者等のみで構成される世帯が所有する軽自動車等で、主に通学・通院・通所もしくは仕事などのために、世帯員を常時介護する方が運転するもの
- ・車の構造が主に身体障がい者等の方が利用するためのもの
※「肝臓機能障がい」も減免対象になります。
※下肢障がい6級以上を含み、かつ、異なる部位の障がい等級の合算判定の結果、合算後等級が2級以上となる場合、生計同一者または常時介護者による軽自動車の運転は、減免対象になります。
※身体障がい者の手帳の級に該当しても、障がいの内容によっては減免が受けられない場合もあります。

●申請期限 5月24日（金） ※期限厳守

●申請方法

次のものをお持ちのうえ、申請してください。

- ・身体障害者手帳、療育手帳等
- ・当該車両を運転する方の運転免許証
- ・マイナンバーカードまたは通知カード等
- ・車検証
※電子車検証の方は、自動車検査証記録事項も必要
- ・軽自動車税納税通知（納付せずにお持ちください）
- ・生計同一証明書 ※生計同一者が運転する場合
- ・常時介護証明書 ※常時介護者が運転する場合
※生計同一証明書、常時介護証明書は福祉課で発行します。

●申請・問合せ 税務課 ☎ 33-5616



お知らせ

職業訓練指導員（48時間）講習実施のご案内

この講習は、職業訓練指導員として必要な能力を習得するため、厚生労働大臣の指定する講習実施要領により実施するものです。

なお、講習修了後に鹿児島県知事に申請することで職業訓練指導員免許を受けることができます。

- 期 日 7月30日（火）～31日（水）
8月1日（木）～2日（金）
8日（木）～9日（金）
計6日間（全日9：00～17：00）

- 場 所 鹿児島県青少年会館
（鹿児島市鴨池新町1-8）

- 受付期間 5月13日（月）～24日（金）平日のみ

- 定 員 30名（定員になり次第締切）

- 受講料 15,600円（テキスト代込）

※詳しくは、右の二次元コードから確認するか、お問い合わせください。

- 問い合わせ 県職業能力開発協会
☎099-226-3240



国民年金基金のご案内

●自分で入る公的な個人年金

自営業、フリーランスの方など、国民年金の保険料を納めている60歳未満の方（国民年金の第1号被保険者）が加入できる公的な年金制度です。

なお、60歳以上65歳未満の方や海外居住者で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。

—未来のわたしに—

- ◎基本は終身年金。だから、一生涯お受け取り。
- ◎万が一の時にはご家族に遺族一時金も。



—今のわたしに—

- ◎掛金は全額所得控除で、税金がお得。
- ◎掛金は自由に設定。

※ご相談・資料請求はお気軽にお電話ください。

詳しくは右の二次元コードから

●問合せ

フリーダイヤル ☎0120-65-4192



全国一斉緊急情報の伝達試験

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）から送られてくる国からの緊急情報を防災行政無線を用いて知らせるようになっています。

次の日程で、緊急情報伝達手段の試験を行います。

皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

- 日 時 5月22日（水）11：00～
- 問合せ まちづくり防災課 ☎33-5631



5月17日は「世界高血圧デー」

高血圧は自覚症状がほとんどない病気と言われ、知らず知らずのうちに血管を傷つけ、脳卒中等の重大な病気を引き起こす原因となります。

「最近ちょっと血圧が上がってきたな」と気にしながらも、そのまま放置していませんか？

今回、血圧が心配な方の健康相談を実施します。保健師、管理栄養士が個別に相談に応じます。自分の生活習慣について見直し、高血圧予防を始めて健康な生活を手に入れるためにぜひご参加ください。

- 日 時 5月13日（月）、27日（月）
9：00～12：00
- 場 所 串木野健康増進センター
- 内 容 血圧測定、検尿、体重・体脂肪測定、
栄養相談、みそ汁塩分濃度測定
（ご希望の方はみそ汁をお持ちください）
※通常の定期健康相談も実施します。
- 問合せ 串木野健康増進センター ☎33-3450



毎年5月は「消費者月間」

毎年5月は「消費者月間」として、全国で消費生活問題に関する取り組みを行います。

今年は、デジタル化やAI等の技術が急速に進展し、消費者を取り巻く取引やサービスも多様化していることを踏まえ、「デジタル時代に求められる消費者力とは」を統一テーマとして掲げます。自立した消費者としてデジタル時代の消費生活を楽しむため、求められる「消費者力」について考え、高めていきましょう。

●消費生活センターのご案内

「困った」、「どうしよう」・・・

訪問販売や電話勧誘など消費生活について困った時は、ひとりで悩まず、消費生活センターへ相談ください。問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行っています。

困った時はすぐ相談

・市消費生活センター ☎33-5638

※平日のみ

・消費者ホットライン ☎188

通級指導教室のご案内 ～一人ひとりに合った学び方を、一緒に考えていきましょう～



子育てに関する
こんな悩みを抱え
ていませんか。

- ・文字を書くことや読むことが難しい。
- ・落ち着きがない、集中力がない。
- ・あまり人と関わらず、一人遊びが多い。
- ・気持ちを抑えることが難しい。
- ・危ないことへの注意が足りない。



市では、串木野小学校と串木野中学校に LD・ADHD 通級指導教室を開設しています。この通級指導教室では、市内の各小学校や中学校からも通級による指導を受けられます。

●教室名 串木野小学校「まなびの教室」、串木野中学校「学び舎」

●対象 小学生・中学生

●指導内容

(1) LD (学習障害) や ADHD (注意欠陥多動性障害) のある児童生徒一人ひとりが、それぞれのよさを発揮しながら、望ましい集団生活の過ごし方を身に付けられるよう、個別指導の場を設けます。

(2) 一人ひとりの課題や悩み等について、個別の計画に基づき、その解消を図ります。

●指導時間 相談の上、決定します。

(週に1、2回程度：小学生は1回45分、中学生は1回50分)

●手続き ・小・中学生…在籍している小・中学校長にご相談ください。

・未就学児…学校教育課にご相談ください。

●問合せ 学校教育課 ☎21-5127



5月は民生委員・児童委員の日活動強化月間です

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けて活動する非常勤の地方公務員で、児童委員も兼ねており、地域住民の身近な相談相手・見守り役として地域の安全・安心のために活動しています。

本市では民生委員・児童委員87人及び主任児童相談員6人が担当地区で福祉活動に取り組んでいます。5月は活動強化月間として児童生徒へのあいさつ運動や児童のいる家庭へのPR活動を行います。

こんな相談を受けています

子どもの不登校を
相談したい

介護サービスを
受けたいけど
どうすればいい?

高齢者の一人
暮らしが心配

近所の子どもが虐待
されているかも

**民生委員・
児童委員は
あなたのよき
相談相手です。**



※民生委員・児童委員は秘密を守る義務がありますので、安心してご相談ください。

●問合せ 福祉課 ☎33-5619

キオビエダシャクの発生と防除

例年この時期からキオビエダシャクによるイヌマキ等への被害が発生しています。枯死に至る場合もあるので、被害が発生したときは、拡大しないように薬剤散布等の防除をお願いします。

●キオビエダシャク

- ・発生時期 5～12月
 - ・防除方法 幼虫の時期の防除が効果的です。
 - 【少数の場合】木をゆすって落ちた幼虫を捕殺
 - 【大発生の場合】トレボン乳剤4,000倍を散布
- ※薬剤を散布する際には、近隣等への連絡と、通行人や近くの農産物等に飛散しないようご注意ください。

●問合せ 農政課 ☎ 21-5121

5月のひだまりカフェ・SNS相談

不登校やひきこもり状態にある方やそのご家族、経済的な問題等さまざまな悩みにより生きづらさや孤独を感じている方など、どなたでもご自由に好きな時間にお越しください。電話やSNS等でも気軽にご相談ください。

●日時 5月12日(日)、26日(日)

13:00～15:00

●場所 中央公民館 第1・2会議室

●申込 不要 ※参加費無料

●問合せ NPO法人ルネスかごしま

☎ 090-9106-9402 毎日10:00～21:00



赤十字会員増強運動

5月は、赤十字運動月間です。赤十字会員増強運動は、市民の皆様毎年一定の活動資金を納めていただくことにより、赤十字事業に参加していただく運動です。

この活動資金は、災害が起こったときに、被災地へお届けする救援物資の備蓄や、被災地で行う医療救護班の活動等に使われます。また、市内でも、床上浸水や、火災で被災された世帯に、毛布、タオルケット、ブルーシート、緊急セット(コップ、タオル等日用品セット)をお届けしています。

つきましては、町内会や赤十字奉仕団の方々が、各ご家庭へ赤十字会員加入のお願いに上がりますので、ご協力よろしくお願いします。

●問合せ 社会福祉協議会 ☎ 32-3183

森林環境税(国税)の課税が始まります

令和6年度から市県民税の均等割とあわせて、森林環境税(国税)が一人年額1,000円課税されます。

森林環境税は、森林整備や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に係る費用にあてられる国税です。

なお、次の表のとおり、東日本大震災からの復興に関する臨時特例として、平成26年度から令和5年度までの10年間、市県民税の均等割に年額1,000円(市民税500円・県民税500円)加算されていた分がなくなるため、税額の合計は変わりません。



森林環境税

税目		令和5年度まで	令和6年度から
森林環境税		-	1,000円
市県民税の均等割	県民税	2,000円	1,500円
	市民税	3,500円	3,000円
合計		5,500円	5,500円

※詳しくは、総務省または林野庁ホームページをご覧ください。

●問合せ 税務課 ☎ 33-5616



【総務省】



【林野庁】

令和6年度市県民税（個人住民税）の定額減税を実施します

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、市県民税の減税を実施します。

●対象者 市県民税所得割の納税義務者

※本人の令和5年中の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の方

※市県民税が均等割のみ課税される方は除く

●減税額 本人・控除対象配偶者・扶養親族（国外居住者を除く）…1人につき1万円

※市県民税の所得割額から控除し、減税額が所得割額を超える場合は、その額までを限度とします。

※すべての税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除など）を行った後の所得割額から控除します。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度の市県民税において減税します。

（例）給与所得者に係る特別徴収（給与差引き）の場合

令和6年6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均等に徴収

税負担	↓											
	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5

（例）普通徴収（納付書又は口座振替）の場合

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年9月分）以降の税額から順次控除

税負担	↓			
	第1期 (R6.6)	第2期 (R6.9)	第3期 (R6.11)	第4期 (R7.1)

（例）公的年金等の所得に係る特別徴収（年金差引き）の場合

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除

税負担				↓		
	R6.4	R6.6	R6.8	R6.10	R6.12	R7.2

●問合せ 税務課 ☎ 33-5616

令和6年分所得税（国税）の定額減税も実施されます

●対象者 所得税の納税義務者

※本人の令和6年分の合計所得金額が、1,805万円以下の方

●減税額 本人・同一生計配偶者・扶養親族（国外居住者を除く）…1人につき3万円

※給与所得者は、令和6年6月1日以後の給与等の源泉徴収を行う際に減税されます。

※詳しくは、右の二次元コードから【定額減税特設サイト】をご覧ください。

●給与支払者向け定額減税説明会

・日 時 5月15日（水）10:00～11:30、13:00～14:30

・場 所 伊集院税務署1階大会議室

・定 員 20人

・申 込 伊集院税務署へ事前にお申し込みください。

●問合せ 伊集院税務署 ☎ 099-273-2541

